

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	31	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()		
要望項目名	住宅ローン減税の拡充		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 住宅ローン減税制度の最大控除額まで所得税額が控除されない者について、所得税から控除しきれない額を、個人住民税から控除する。</p> <p>・ 特例措置の内容 住宅取得者が有する借入金額帯の最大シェアを占め、かつ、住宅の一次取得者層にとって特にニーズの高い2,000万円～3,000万円の借入金を、引き続き住宅ローン減税の対象とするため、平成25年の控除対象借入限度額を引き上げる。</p> <p>○一般住宅：2,000万円（現行）→3,000万円 ○認定住宅：3,000万円（現行）→4,000万円</p>		
関係条文	地方税法附則第5条の4の2		
減収見込額	(初年度) - (-) (平年度) - (-) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 無理のない負担で居住ニーズに応じた住宅を確保することを促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 住宅取得者に係る資金調達状況について、(独)住宅金融支援機構『平成22年度フラット35利用者調査報告』によれば、フラット35利用者（土地付注文住宅）による平均借入額は約2,939万円となっているほか、2,000万円以上3,000万円未満の借入金を有する者が全体の約4割と最大シェアを占めている状況。 また、(社)住宅生産団体連合会『2010年度戸建注文住宅の顧客実態調査』によれば、住宅の第一次取得者層の大半（約6割）を年収400万円～700万円台の者が占めており、その平均借入額は約2,870万円となっており、2,000～3,000万円の借入金額帯は、住宅の一次取得者層にとって特にニーズの高い借入金額帯といえる。 このため、住宅取得者が有する借入金額帯の最大シェアを占め、かつ、住宅の一次取得者層にとって特にニーズの高い借入金額帯を、平成25年においても引き続き住宅ローン減税の対象とするため、控除対象借入限度額を2,000万円から3,000万円に引き上げる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		
	ページ	31-1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	住宅ローン減税の拡充(国税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
税負担軽減措置等の適用実績		—
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)		—
前回要望時の達成目標		—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯		—